

さいたま市告示第596号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

さいたま市長 清水勇人

1 指定納付受託者

- (1) 名称 りそな決済サービス株式会社
- (2) 事業所の所在地 東京都江東区木場1-5-25 深川ギャザリア タワーS棟17階

2 指定をした日

令和7年3月31日

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 納付事務に係る歳入等

- (1) 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 固定資産税（償却資産）
- (4) 軽自動車税（種別割）
- (5) 国民健康保険税
- (6) 介護保険料
- (7) 後期高齢者医療保険料
- (8) 保育料
- (9) 放課後児童クラブ指導料
- (10) 学校給食費
- (11) 日本スポーツ振興センター保護者負担金

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所出納室出納課出納係
- (2) 電話 048（829）1599

出納室出納課
令和 7 年 4 月 15 日まで